

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第12報）」の解釈について：修正

令和2年6月1日付け「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（以下第12報という。）について、問合せが多い事項について下記のとおりお知らせしたところですが、厚生労働省振興課より追加の解釈がありましたので、下記【新】に基づきご判断されたく、よろしくお願いたします。

【新】

問1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から」とあるが、具体的にどのような対応をしている場合を指すのかを改めて確認したところ、

例えば、利用控えや営業時間短縮、利用者数の制限など臨時的な営業をせざるを得ない事業所以外の場合でも、具体的な新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組んでいる場合には、各保険者の判断により対象となり得る。

【旧】（削除）

問1 通常営業している事業所においても、第12報のとおり算定する取扱は可能か。

本通知は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用控えや営業時間短縮、利用者数の制限など臨時的な営業をせざるを得ない事業所への救済措置であり、通常営業している事業所への適用を想定しているものではない。

なお、施設や事業所内の消毒などの経費については別途対応予定。（厚労省より）